

# 石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる

## 中山重記

### 一はじめに

「託宣集」によれば弥勒寺の初の別当は、法蓮であったという。この別当というのは弥勒寺の長官のことであろう。「元暦文治記」によればこの別當は数代つづいたようであるがその後弥勒寺は諸國ならびに大宰觀世音寺等にならって講師・読師がおかれるようになつた。この講師が寺の長官であったのである。今検出できる講師は、天長の光惠<sup>(1)</sup>・長徳の長祐<sup>(2)</sup>・長保の元命<sup>(3)</sup>・承<sup>(4)</sup>の戒信<sup>(5)</sup>・寛治の清圓<sup>(6)</sup>・長治の圓賢<sup>(7)</sup>・保安の寛賢<sup>(8)</sup>・大治の光清<sup>(9)</sup>・保延の仁清<sup>(10)</sup>・永暦の慶清<sup>(11)</sup>・嘉応の成清<sup>(12)</sup>・建久の祐清<sup>(13)</sup>・嘉禎の宝清<sup>(14)</sup>・仁治の宮清<sup>(15)</sup>・弘長の尚清（以下省略）等である。

- (1) 類聚三代格卷二「太政官符」  
(2) 本朝世紀十五卷「大宰府解」

- (3) 群書類從一六九卷「石清水祠官家系図」「元命譜」  
(4) 「石清水文書」一田中家文書四〇六号」「太政官符」

- (5) 同四〇八号「太政官符」

- (6) 同四一〇号「同」

- (7) 同四一二号「同」

(8) 同四一四号「同」

(9) 同四一五号「同」

(10) 同六二〇号・六二九号「同」

(11) 同四二〇号・四二三号「同」

(12) 同四二四号「同」

(13) 同菊大路家文書二八号「同」

(14) 同二九号「同」、同三号「後嵯峨院下文」

(15) 同三〇号「太政官符」

## 二 元命弥勒寺講師となる

(1) 元命弥勒寺講師となる

元命は「石清水祠官家系図」元命の譜によれば、長保元（九九九）年に弥勒寺講師に補任されている。豊前講師賢高の真弟子と記されているが、その素性は記されていない。東大史料編さん所に藏する石清水祠官家系図の異本によれば宇佐氏となっている。宇佐氏元命は弥勒寺で育つて弥勒寺で薦を積み、ついにその長官になつたのであるかといえばそうではない。年分僧出身の僧であれば、その僧名に「神」字がつくのであるが神字がついてない。元命は豊前講師賢高を師として其の後石清水八幡護国寺の僧になつたのである。石清水八幡宮は僧行教の勧請によるものなるが故に、その宮寺である護国寺が八幡宮を管理した。護国寺の僧は八幡宮寺の僧であり、神に仕える場合は祠官と言つた。僧たる祠官、これが護国寺の僧である。

護国寺の多くの僧の中から元命は頭角をあらわし、ついに長保元（九九九）年には弥勒寺講師に補任された。元命の講師職補任状はないが、その後の講師が、第一項の注に見ると元命の場合も元命はいかにして太政官符をもつて講師職に補任される程の地位をかち得たのであろうか。それは第

一に彼の出身が宇佐氏であったからである。第二に彼の力量と政治的手腕によるものであろう。

元命の師主は仁和寺四宮(3)であった。仁和寺は宇多天皇によって始められた寺であり、天皇はこゝで益信に従つて落飾した。益信・宇多法皇に始まる真言宗の法流を広沢流という。仁和寺は以後法親王が相承したので御室御所とも称せられ、法皇門跡中の首位を占めていた。

仁和寺四宮とは三条天皇第四の宮師明親王で仁和寺六世の法燈をつぎ聖信(4)（又性信）と称した。元命は四宮聖信を師主とすることによつて皇室に近づくことができたのである。

なお、それだけではない。元命の子清成は学師を木幡定基大僧都とし、師主を法成寺入道大相國とした。法成寺入道大相國とは太政大臣藤原道長のことである。このような関係作りはおそらく父元命の世話をしたところであろう。このように法燈を通じて元命は皇室に近づき、「この世をばわが世とぞ思ふ望月」の道長に接近し、自己の地位を固めたのである。

弥勒寺講師職は六年一任である。しかし元命は申し請うて「永宣旨」(6)にしてもらつた。「永宣旨」というのは六年一任というような、律令制の根幹にふれる制度を投捨へ、その人の一生を弥勒寺講師職に補任することである。こうなると公法上の官職であつたものが、次第に私権的な様相をおびて來、やがて親から子に、出家の場合は師匠から弟子へ（師資相承）と譲渡されることになる。

なお、重大なことはこの弥勒寺講師職という弥勒寺長官には、弥勒寺の所領庄園等を管理する宮寺(7)忽檢校職が附帯していた。この場合宮寺とは宇佐宮と弥勒寺という意味でなく、宇佐宮の神宮寺（弥勒寺）の忽檢校職ということである。

### （1）群書類從一六九卷

（2）石清水文書、「田中家文書」四〇六号の前書に「元命法印 長保元年任講師」とある。

（3）群書類從一六九卷、「石清水祠官系図」「元命譜」

（4）群書類從六〇卷「本朝胤紹運録」「師明親王譜」に、「三品、…… 広沢流正統、於仁和出家、法名性心、始号御室、

群書類從五四卷「僧綱補任抄出下」に、「応徳二年乙丑九月廿七日仁和寺四宮二品親王（法名聖信）御入滅、（八十

一）三条院四宮、母皇后宮……とある。（◎点筆者。）

（5）群書類從一六九卷「石清水祠官系図」「清成譜」

（6）石清水文書「田中家文書」四〇六号の前書に、「此弥勒寺講師以六年一任、元命申止其義、成永宣旨」とある。

（7）石清水文書「宮事縁事抄」（以下「宮抄」と抄署する。）「官」に収載する永承七年六月八日の大宰府符写がこれを證する。

### 三 講師職の譲りと喜多院司の成立

元命は弥勒寺講師職と宮寺検校職を帯しながら、なお石清水の祠官たることは從前通りであり、石清水では累進をつゞけた。即ち、長和三（一〇一四）補権別當、寛仁元（一〇一七）叙法橋、治安三（一〇二三）補別當（この別當は石清八幡宮護国寺の別當で、寺の長官であると共に八幡宮の長官である。）、長元二（一〇二九）叙法眼、長久四（一〇四三）叙法印、というようすに、希に見る榮進をつゞけたが、永承六（一〇五一）年八月廿九日、宇佐弥勒寺において入滅した。時に年八十一であった。（以上、群書類從一六九卷「石清水祠官系図」元命譜による。）

元命はその弥勒寺講師職を永承二（一〇四七）年その子戒信に譲り、長任の官符を賜つた。これも戒信には束の間の喜びだった。元命入滅の翌七年四月卅日、元命の子清成は款状を太宰府に捧げ、府はこれを認めて、清成を宮司惣檢校職に補任した。その符左の通り。

太宰府符 大隅国司

（太宰府符 大隅国司）  
（務脱）  
應令任故法印大和尚位元命相承道理、以法眼和尚位清成、為惣檢校職、執行八幡宇佐宮寺末寺末宮并所領庄園雜事

右 得法眼和尚位清成今年四月十三日款狀傳、請特蒙府裁、任故法印大和尚位元命相承道理、被補任八幡宇佐宮寺惣檢校職狀、

右護検案内、故法印大和尚位元命、為宮寺惣檢校職、勤任恒例仏事、已經數代也、而彼入滅之後、有依違前後之事等者、為  
惣檢之官為申行、言上如件、望請府裁、被補任件職、將勤任鎮護國家御願者、任故法印大和尚位元命相承道理、以法眼和尚位清  
成為惣檢校職、可令執行宮寺庄園之狀、所仰如件、國宜承知、依件行之、符到奉行、

參議正三位大式源朝臣在判 正六位上行大典清原真人忠宗牒(マ)

永承七年六月八日 (宮抄「官」)

右の惣檢校職は非常に重大な内容をもつてゐる。即ち弥勒寺の末寺末宮并所領庄園の支配權、これが惣檢校職の内容である。  
戒信は父元命の譲りにより官符を以つて弥勒寺講師という弥勒寺の長官になつたけれども、元命滅後、清成は大宰府の符をも  
つて惣檢校職(=末寺・末宮・所領庄園の支配權)に補任されたのである。文書中「有依違前後之事」とあるように、戒信と清  
成との間には元命が講師職を戒信に譲つた時から、清成に快よからぬものがあつたに相違なく、清成は元命の没後直に惣檢校  
職を大宰府に請うて許されている。戒信は講師職は得たけれども実質的內容(=所領支配權)は清成にとられて名目だけの空  
位を擁する存在になつたのである。見にくい兄弟の争いである。

この清成が獲得した所領支配權は、もう一度角度を換えて見なければならない。前にあげた「大宰府符」は大隅国司に符し  
たものであるが、「宮抄」には、「同年月日ニシテ文言・様式ヲ全ク同ジセル」大宰府写が他に十通ある。即ち薩摩・  
日向・豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後の国司及び、壹岐・対馬の島司に符した大宰府符写である。九国二島、大宰府管下  
の全域に符したのである。ということは大宰府管下九国二島の全域に亘つて弥勒寺領が存在したということになるのである  
まいか。苟くも大宰府たるものが、弥勒寺の所領があるなしに拘らず、只機械的に所管の九国二島に符したとは考えにくい。  
△この結論は後に述べる。△

ところで寛治元(一〇八七)年になると、清成の養子清圓を、戒信死後の替として、弥勒講師職并喜多院司に補任している。  
戒信の生前は戒信が弥勒寺講師職、清成が宮司検校職を帶していく。そうすると宮司検校職と喜多院司職とは同一内容のもの

でなければならないこととなる。

抑喜多院司とは何か、これから究明しなければならない。「弥勒寺領奉寄次第」に収載する、文永元年九月廿三日の「官宣旨」の中の「弥勒寺所司等解状」の中に、「寛弘年中為同御、被建立喜多院・法華堂・同常行堂」とある。従つて喜多院は摂籠家（文中の「同」は前文から見れば摂籠家となる。）が寛弘年中（一〇〇四—一〇一二）に建立したことになるが、この時摂政閑白はおかれていなか。漸く長和四（一〇一五）年になつて道長が准摂政となるのであるが、この場合摂籠家とは藤原道長と見てよいであろう。

寛弘年中は元命の働き盛りの時でありその清成の師主は法成寺入道大相国（道長）であることは既にのべたが、元命の政治的手腕から見れば道長が弥勒寺の中に御願所を建立することは不思儀とは思えない。

田中家文書四三二号に、「弥勒寺喜多院所領注進」という文書がある。この中に所領庄園并末寺末宮が、豊前国五十五所・豊後国十八所・筑前国十四所・筑後国六所・肥前国六所・肥後国四所・薩摩国四所・大隅国三所・日向国三所、以上合計百四所の庄園末寺末宮が記されている。殊に重要なことには、八幡五所の別宮といわれる、肥前の千栗宮・肥後の藤崎宮・大隅の正八幡宮・薩摩の新田庄（新田宮）・筑前大分宮などが含まれていることである。この文書には不幸にして成立の日付がない。しかしその所領は上記の如く九国に亘っているが壱岐・対島の二分は書落したのか記されていない。

しかし、前記の如く、清成が府符によって宇佐宮寺惣檢校職に補任された永承七（一〇五二）年には、九国の国司と二島の島司に符している。九国の国司に符した意味は、前記の如く九国に喜多院領があつたのでわかるが、二島に所領が書出されていないのに、二島の島司に符していることは、書落しと考えるのが適當であろう。

「弥勒寺喜多院所領注進」にこのように多くの末寺末宮所領庄園が集積されたのは、何時であり又何故であろうか。弥勒寺には多くの塔・院・寺・坊があった。それらにも亦所領が附隨しているのであるが、喜多院のみにこのように多くの末寺末宮所領庄園が集つたのは、喜多院が大相国道長の御願寺であつたからであろう。清成の師主が大相國であつたことも原因があろう。

そしてその原動力は元命の政治的手腕によるものであろう。従つてかくの如く多く末寺末宮所領庄園が、喜多院に集積された時期は、自ら明白で、喜多院成立の寛弘年間（一〇〇四—一〇一二）頃から、清成が宇佐宮寺惣檢校職に補任される永承七年頃までのことであろうと考える。このことは宇佐所領庄園のうち本御庄の立券とほど時を同じくしている点と一致する。

戒信の後、寛治元（一〇八七）年清成の養子清圓が戒信死後の替として、弥勒寺講師并に喜多院司に、官符によつて補任された。これは戒信の講師職と清成の宮寺総檢校職を一まとめにしたものである。従つて宮寺惣檢校職の中身は喜多院檢校職であつたことがわかる。即ち喜多院に莫大な量の所領と末宮末寺が集積していたことを證するものである。

その後元命の女婿圓賢が弥勒寺講師職に長治二（一一〇五）年に補任され、その子寛賢が保安四（一一二三）に講師及喜多院司に補任された。寛賢の後宇佐氏系の弥勒寺講師職并喜多院司に補任されることとは絶えてなく、紀氏出身の石清水祠官が任命されることとなつた。

（1）上掲文書の後に付した「注」。宮抄五〇九頁及び五一三頁参照。

（2）なおこの符と同様の内容の文書が、大宰府牒をもつて永承七年六月八日宇佐宮に発せられ、宇佐宮も六月十日、八幡宇佐宮牒を以つてこれを了承した。（宮抄「官」）

（3）元命は紀氏でなく宇佐氏の出身でありながら、弥勒寺講師として九国の弥勒寺領を支配し、護国寺別当として石清水の長官となり僧位は法印の極官まで進んだことは彼の天稟にもよることながら、政治的手腕も大きかつたのであろう。

西岡虎之助氏の「中世における宇佐神人の活動」（史林十三卷の一・二・三・）という有名な論文によると、大宰帥平惟仲の宇佐宮に対する苛酷な非例と宇佐宮の朝廷直訴の問題を克明に描き出しているが、この中に元命の活躍した様子も描かれてゐる。この大宰府と宇佐宮との葛藤は長保五（一〇〇三）年の暮から始まつたが、結果は大宰帥惟仲の負となり、惟仲は寛弘元（一〇〇四）年十二月廿日帥を罷免された。この時期は宇佐宮并に弥勒寺の庄園拡大の前夜にあたる時期で、宇佐宮の訴が通り、大宰帥が罷免されるという事態は、宇佐宮并弥勒寺の庄園が拡大されるに都合のよ

い状態を作つたものといえる。元命は弥勒寺講師として大いにその政治的手腕を發揮したものと思う。

(4) 付表「宇佐宮領本御庄立券表」を参照。

(5) 田中家文書四〇八号「太政官符」

(6) 右同四一〇号「太政官符」

(7) 講師補任、右同四一二号「太政官符」

喜多院司補任、右同四三号「太政官符」

#### 四 光清誉田山陵に祈る

たしかに、元命・清成・清圓（圓賢は護国寺別當職に補任されたかどうか不明）の時代には、弥勒寺の講師并弥勒寺庄園末寺末宮の支配権を得ると、前後して石清水の別當となり、その宮寺を支配したので、弥勒寺が本家で、石清水がその末宮であるかの觀を呈した。しかしこれについて紀氏系の人たちは不満であったに相違ない。石清水祠官系図に、紀氏の祖とされる武内宿祢の譜には長々とその事跡を記してある。これは、八幡宮の祭神応神天皇とその母后神功皇后につくしたという家の譽を語つたものである。石清水八幡を男山に勧請したもの紀氏行教であることは、紀氏系の石清水祠官には、宇佐氏元命との一統の抬頭を快よく思つていなかつたのである。

宇佐氏元命流の寛賢が保安四（一一二三）年七月五日に<sup>(1)</sup>弥勒寺講師、八月十七日に<sup>(2)</sup>喜多院司に補任された。これは圓賢死<sup>(3)</sup>欠の替として補任される所であつた。

丁度この年四月廿六日石清水別当法印大和位光清（紀氏）は応神陵<sup>(4)</sup>誉田山陵に告文を捧げて弥勒寺講師職に補任されんことを祈願した。以下この告文の要点を記して、その願望がいかに熱烈であったかを探ることとする。

即ちその告文に、

「清和天皇御宇乃時岐、行教和尚乃勧請爾依天、朝廷乎奉護持、男山爾垂跡礼給倍里、所以ニ專為和尚之門徒天、令補執務之官<sup>(ア)</sup>、仍弥勒寺講師元命者、當宮乃所司爾補シ天、後知為入和尚之門跡爾、迺改俗姓天、始称紀氏須、隨法家之日者、雖不尋俗姓毛、任神官之時者、依被貫氏人奈里、何況弥勒寺者、八幡權現之御願、百王鎮護之仁祠也、尤以氏人天、被補其職、然則元命蒙長任官符天後者、則尋氏人天、被任講師留、」

とある。男山に勧請したのは行教（紀氏）であるから、弥勒寺講師元命は石清水の所司となつてからは宇佐氏を改めて紀氏を称した。従つて元命が長任の官符を蒙つてから後は、氏人（紀氏）を尋ねて講師に任せられたというのである。元命・清成・戒信・清圓の宇佐流は、石清水では紀氏を称したのである。

次に、

「而故別當法眼圓賢、雖為石清水別當清圓之養子毛、未改俗姓須、擬繼安樂寺別當安果之祖風志天、猶稱菅家須、雖然依無涯之神德里、浴不次之朝恩天、補任講師シ天、執行寺務の間、堂舎の破壊不可勝計須、恒例の仏事宛如断絶之、」

とづく、圓賢は元命の娘婿<sup>(5)</sup>で清圓の養子である。圓賢は安樂寺（大宰府天満宮）の出身らしく、未だ紀氏を称せず菅原氏を名乗つてゐるのに、弥勒寺講師職を譲られたが、病氣のため堂舎の修理もできず、恒例の仏事も断絶のありさまであつたといふ。

告文はなおつづき、圓賢の庶子寛賢のこととに及んでいく。

「件圓賢生存之時、受病之後、以所帶講師職天、讓与庶子寛賢之由云々、尋件寛賢者、去年出家志天未累夏蘿須、齡比未足志學須、身仁不帶神官須、被補講師爾、不堪器量須、」

圓賢は病氣であつたので、その講師職を寛賢に譲つたのであるが、（官符は保安四年七月五日であるがこの告文は同年四月廿六日である。）圓賢が受病のため講師職を圓賢に譲つたということをいち早く耳にした光清は、早速誓田山陵にこの告文を

<sup>(6)</sup> <sub>（6）</sub>

<sup>(7)</sup> <sub>（7）</sub>

捧げたのである。そして寛賢については、「寛賢は去年出家したばかりでまた夏薦も積まず、年は志学（十五才）にもたらず、まだ石清水の神官にもなっていない。このような人は弥勒寺講師職としての器ではない。」と批難している。そして光清自身のことについては、

「爰光清既為和尚之門徒、亦為元命之曾孫止志天、身仁官位を窮免、齡比不惑爾餘礼利、本末二宮を兼行シ天仏事神事を執務せん事、適遇斯時天、尤當其仁礼利、是以天元命戒信清圓之先例爾因准シ天、可被兼任件講師職由、所申請天載也、就中去年九月十四日宮寺行幸勸賞、宜追可隨申請之由、宣旨明白奈里、然者先例之上爾、依件勸賞天、可被補任之由、今上奏畢奴」<sup>(8)</sup> 光清が自分が弥勒寺講師として適任であるとしてあげたのは左の通りである。

- (1) 和尚の門徒（<sup>(9)</sup> 行數の子孫）であること。  
(2) しかも元命の曾孫であること。これを図示すれば次の如くなる。

兼清（紀氏）  
元命一女 + 賴清一光清

元命は光清の外曾祖父である。

- (3) 年は不惑（四十才）をこえていること。

(4) 身に官位を極めていること。

〔<sup>(10)</sup> 石清水祠官系図〕によれば、

康和五（一一〇八） 石清水別当

永久二（一一一四）叙法印

これでみると石清水の長官にして僧位は最上位まで昇っている。

まさしく光清の申すが如く、その器量の点において寛賢と較ぶべくもない。そういう意味において自分が弥勒寺講師として

最適任者であるから、自分を弥勒寺講師に補任して戴きたいと上奏して、天裁（天皇の裁下）を請ひ、誓田山陵に告文を捧げたのである。

しかし結果はこれに反して、その年七月五日寛賢に官符が下った。しかし寛賢はその地位を五年しか保てなかつた。この官符は長任の官符であるから、寛賢がその器であれば一生勤つたわけである。それが五年しか保てなかつたのはその器でなかつたからであろう。

光清の告文はなおつづく。

「是故撰吉日良辰夫、以宮寺寺任権寺主兼御殿司覚豪法師天、為使天令奉捧素妙大幣乎、抑又奉書写供養紺紙金字金剛般若經一卷、素紙墨字金剛般若經六卷ヲ、敬於當陵天、方展斎席布、然シ天則今日以後、百箇日間、以六口僧天、晝夜不斷爾可令奉轉読件金剛般若也、又令參籠淨行僧侶天、同久百箇日之間爾、令奉讀大般若經一部六百卷免、毎日可令講讀妙法華經一部奈里」

光清の誓田山陵における祈願の具体的方法は、右の告文によれば、次の通りである。

(1) 光清の使僧覺豪を山陵に遣して紺紙シロタ妙の大幣を捧げる。

(2) 紺紙金字（紺色の紙に金泥をもつて書いた文字）金剛般若經一卷の寄進。

(3) 紺紙墨字（白紙に墨でかいた文字）の金剛般若經六卷を寄進し、且六人の僧をもつて、昼夜不斷に右の金剛般若經を百日間轉読させる。轉読とは實際によむことができなくその本をパラパラとくることである。

(4) 又淨行の僧を百日の間參籠させて、大般若經六百卷を奉読（今度はほんとうに読むのである）させ、且毎日妙法華經を講讀させる。

右のように大がかりでしかも豪華で、その上に光清の至上大願ともいいうべき大願を誓田山陵にささげたのである。このようにしてまで、光清は何が故に、弥勒寺講師職を欲したのであらうか。それは講師職に附隨する、宮寺検校職<sup>ノ</sup>喜多院司がほしかつたからである。九国に散在する百四所の所領庄園末寺末宮のことはすでにのべたが、この所領庄園の支配權

(支配権者は喜多院司)が欲しかったからである。

そのためには陽には、嘗田山陵に大がかりな祈願を行い、(これだけ大がかりな祈願を行へば都の内外、一般庶民まで知れわたつたことだろう。)陰には種々な政略が行われたことだろう。

果せるかな寛賢は講師職を罷免され、大治三(一一二八)年光清は弥勒寺<sup>(11)</sup>并喜多院検校職に補任されたのである。彼の嘗田山陵における祈願の効果があつたためか、彼の働き盛りの光清の政治的手腕に勝れていたためか、若しくは寛賢がその器でなかつたためか、この所はなおなお考究の余地がある。

寛賢罷免の理由は、「寛賢科被止欠」<sup>(12)</sup>とある。寛賢は科によつて、長任の弥勒寺講師職を棒にふつたのである。この点について西岡虎之助氏は、「中右記」によつて、「大治元(一一二六)年八月の宇佐八幡宮放生会に、弥勒寺講師寛賢が凡そ八ヶ条の濫行を加えた」というにある。大宮司は之を朝廷へ訴えて出た。よつて朝廷では寛賢を召喚したものと見え、翌大治二年六月十六日を以つて、左少弁實親、右大司兼高をして一本御書に於いて、件の寛賢……を問注せしめている。」と書いてある。)

このことは朝廷の險議で無罪であつたようである。しかし寛賢には大宰大貳藤原長實の訴えによるものがあつた。この事の内容はなかなか理解しにくいが、詮ずれば大貳目代外記国兼が米を押取したのであるが、その押取に寛賢が関係していく、その罪はのがれられず、講師職を召上られた。(以上西岡虎之助「中古における宇佐神人の活動」史林十三巻の一・二・三による。)

(1) 田中家文書四一二号「太政官符」

(2) 同四一三号「同」

(3) 右文書「同」

(4) 田中家文書三二号「別当法印光清告文」

(5) 群書類從一六九卷「石清水祠官系図」元命の「女譜」

(6) 田中家文書四一二号「太政官符」

(7) (4) に同じ。

(8) 弥勒寺と石清水八幡のことであろう。

(9) 「石清水祠官系図」元命の「女譜」に、「兼清法眼室、賴清母也、」とある。

(10) 群書類從一六九卷「石清水祠官系図」「光清譜」

(11) 田中家文書四一四号「太政官符」

この文書によれば、補任された職は、「宇佐宮弥勒寺并喜多院検校」職である。文字通り解説すれば「弥勒寺検校并喜多院検校」職と解釈されるが、当時弥勒寺には検校も置かれていたが、それは寺を統轄する機関ではなかった。私は「宇佐宮弥勒寺講師并喜多院検校」の中の「講師」が脱落したものと思う。成清の補任官符（田中家文書四一〇号）にはこの点明瞭に「弥勒寺講師并喜多院司」となっている。

(12) 田中家文書四一四号「太政官符」前書

## 五 石清水弥勒寺の本家となる

宇佐氏元命を祖とする弥勒寺講師は、外戚を含めて、戒信・清圓・圓賢・寛賢とつづき、圓賢・寛賢の外は石清水の別當に就任している。このようにして十一世紀初頭から十二世紀の第一四半期まで、宇佐氏系のものが、弥勒寺講師（長官）となり、その前後に石清水八幡宮の神宮寺である護国寺別當（石清水八幡宮の長官）を太政官符を以つて併任するという、弥勒寺の長い歴史の中で、弥勒寺の最盛期とも思われる時代を現出する。しかも摂関家藤原道長が、寛弘年中、摂関家の御願として喜多院を建立してから、こゝに庄園・末寺・末宮が集積され、清成が宇佐宮司検校職に補された頃には、すでに九国二島にその所

領は散在していた。

寛賢の時になり惜しくも失脚し、紀氏系の石清水別當光清が弥勒講師并喜多院検校を併任することになった。このことは紀氏光清の器量とその政治的手腕によつてかちえたものであろう（既述）。

従つて弥勒寺の支配権は光清の時から（厳密にいえば光清が弥勒寺講師并に喜多院検校に補任された大治三（一一二八）年十月廿二日から）石清水祠官紀氏の手に落ち、弥勒寺講師職に付帯する喜多院検校（即喜多院司）という弥勒寺庄園并末寺末宮を支配する職も、同時に紀氏系石清水祠官の掌握する所となつた。このようにして宇佐氏系元命流の支配が一世紀とその四分一で終り、以後紀氏系の石清水祠官の掌握することになつたことは、まことに革命的な現象であつた。

このことについて、「僧綱補任抄出」に、<sup>(2)</sup>

「法印光清

（保延三年）

九月廿四日死去五十五、檢校、天承任大僧都、八幡正員初也、弥勒寺此時付八幡了、師主叡山仁覺大僧正也、」（◎点筆者）とある。文中「此時」とは「光清の時に」ということであり、「八幡」とは「石清水八幡宮」をさすのであるから、「弥勒寺此時付八幡了」とは、「弥勒寺は光清の時代から石清水八幡宮の支配するところとなつた。」ということになる。私は「弥勒寺此時付八幡了」とは弥勒寺の歴史的変革を本質的に捉えた至言だと思う。この歴史的変革は庄園支配関係の用語でいゝかえるならば、「石清水八幡宮は宇佐宮弥勒寺の本家になつた。」ということになる。

この時の変革をも一つの侧面から促えられなくてはならない。元命については、師主は四宮御室であることは、すでに述べた。これは真言宗広沢流である。然るに光清については前期「僧綱補任抄出」にも見えるように師主は叡山仁覺大僧正である。

「天台座主記」によれば、<sup>(3)</sup>

〔第卅七世僧正仁覺一乘房、治山九年、

宇治禪定太閤為子

右大臣源師房公三男、母寛仁入道大相國女、師主慶範僧正、隨明快灌頂、惟範經遷受法弟子、

寛治七年癸酉九月十日宣命四十、康和四年壬午三月廿八日入滅五十八

父は右大臣源師房（村上天皇—具平親王—源師房）母は寛仁入道大相國（藤原道長）の女で仁覺自身は宇治禪定太閤（藤原賴通）の子となつた貴主である。この貴種叡山第卅七世の天台座主となる。かかる貴種の天台座主が光清の師主であつたが故に、彼自身の器量と共に、光清をとりまく人々、殊に時めく道長・賴通の勢力によつて、彼は弥勒寺講師職を得たと見るのが至当であろう。

話話がちょと横道にはいり逆もどりしたが、光清の師主が叡山座主仁覺であつたということは、光清の時からはつきり天台に変つたことゝなる。ということは弥勒寺も同様天台宗になるということである。そのために弥勒寺領内の寺も天台宗に変つたことであつう。国東半島には古い寺が多く、それ等の寺は弥勒寺領内にあつたので、今でも天台宗である。

これをまとめれば、光清の弥勒寺講師就任は、弥勒寺を石清水八幡宮が支配するという政治的大変革であつたと共に、宗教上においては真言宗から天台宗に變るという、宗教革命でもあつた。

(1) こゝに田中家文書四三二号の「弥勒寺喜多院所領注進」をかゝげることゝする。

注進 弥勒寺喜多院所領庄園名田末寺末宮

別保等事

合

豊前国

位登庄六十町

糸田庄百三十丁

金国八町

大野庄五十町

宇原莊田名田

鶴野庄六十町大適也、

宇原莊田十町

畠原庄 庄田八町  
名田八丁 百廿町  
山田庄并佐留尾 別符  
池尻別符卅五丁

広山庄八十町

長命丸八町

日足堺地廿五丁

山下別符廿丁

篠崎庄八十丁

吉成八町

乙見別符二十五丁

伝法寺

時成五町

貴勝国六丁

上松別符十八丁

打々別符六丁

池尻別符卅五丁

夏焼名田六十丁

入学寺五十丁

同益枝 本三十丁成房  
末八丁永意

山田庄并佐留尾

大野井庄 庄田卅町  
名田卅八丁

黒土庄 庄田三十一丁  
名田卅町

田井田庄六丁

永用名田廿丁

向野堺地廿町

麻生名田并石丸合五十丁

津布佐庄八十丁

伊田別符百卅町

護溝名田卅町

川島名六町

豆勝国三十丁

菊丸名田七丁

荒津別符卅町

日奈土別符卅丁

記多良野 别符十三丁  
名田

中觀寺三丁

流末絹富卅丁

全丸六丁

同香丸十丁  
三郎丸五丁

少犬丸七丁

法師丸三丁

今男丸十丁

菩提院八丁

屋山福丸七丁

溥光清永二百町

光国八丁

廷永名田十丁

富河内二十丁

今任冊丁

已上豐前国五十五箇所

豊後国

宮門庄七十丁

八坂庄百三十丁

日出庄五十丁

真玉庄五十丁

伊美庄并岐部浦  
合七十丁

成印

都甲庄九十丁

姫島畠

香地庄三十五丁

草地庄二十五丁

榎隈別符畠

白野行久波祢八十丁

竹田津庄十四丁

妙覺寺八丁

法滿寺三丁

永興妙法寺十九丁

藤尾寺三丁六段

由原宮

已上十八箇所

少倉庄二十五丁

依井庄三十丁

薦田別符六十丁

吉隈

稻田

三郎丸

自在丸

已上十四箇所

筑後国

隈上庄七十七  
護院御佃五丁

上妻庄十五丁

隈上庄三十丁

河合庄三十丁

原田庄五十丁

會利畠

清安

已上七箇所

肥前国

島崎庄  
別院成道寺八十丁

奈良田庄百丁

千栗宮御佃五丁

惠利青木合七十丁

已上六ヶ所

日向国

秋月庄五丁

大分宮六十丁内

忠隈二十丁

加毛馬

五郎丸

大圓寺三十町

時松

已上十四箇所

筑後国

隈上庄七十七  
護院御佃五丁

上妻庄十五丁

隈上庄三十丁

河合庄三十丁

原田庄五十丁

會利畠

清安

已上七箇所

肥前国

島崎庄  
別院成道寺八十丁

奈良田庄百丁

千栗宮御佃五丁

惠利青木合七十丁

已上六ヶ所

船曳庄五十丁

塙見庄二十丁

已上三箇所

薩摩國

日置庄

新田庄

已上四箇所

肥後國

泉庄

守山庄

已上四箇所

大隅國

正八幡宮

國分寺領薩摩國鹿兒島庄

已上三箇所

惣都合百四箇

(2) 群書類從五十四卷

(3) 群書類從五十七卷

野原庄七百丁  
實在八百余丁

藤崎宮

荒田庄  
五大院

弥勒寺講師并喜多院檢校（又は「喜多院司」）職はその後紀氏光清の子孫に譲られてゆく。これを次に表示する。

僧名	補職の年	補職の内容
任清（一）	保延三（一一三七）	弥勒寺并喜多院檢校
玄清（二）	久寿元（一一五四）	（右 同）
慶清（三）	永歷元（一一六〇）	弥勒寺講師并喜多院司
成清（四）	嘉應三（一一七一）	
祐清（五）	治承四（一一八〇）	
成清（六）	元歷元（一一八四）	
祐清（七）	建久元（一一九〇）	
祐清（八）	正治元（一一九九）	
寶清（九）	嘉禎四（一二三八）	弥勒寺并喜多院正八幡宮檢校
宮清（一〇）	仁治三（一二四四）	弥勒寺講師并喜多院司正八幡宮檢校
宮清（一一）	弘長元（一二六一）	弥勒寺講師并喜多院司正八幡宮檢校
尚清（一二）	弘長三（一二六三）	弥勒寺講師并喜多院司正八幡宮檢校

右の表で見る通り、前述の光清とこの表の任清のみが「弥勒寺并喜多院司」となつていて、以下の補任官符は「弥勒寺講師」と正確にあるところからおせば、光清・任清の官符は弥勒寺講師の「講師」を脱落したものと既に述べたが、この表を見て私の考えが確實となつた感がする。

なおこの表の中に、今まで喜多院領の中に含まれていた正八幡宮の格が上って、祐清の正治の官符から、「弥勒寺講師并喜多院司・正宮檢校」というように、正八幡宮と喜多院司とが同格になつてゐる。これは一体何を意味するものであろうか。

正宮とは正八幡宮ともいゝ、今の鹿児島神宮のことである。<sup>(13)</sup>

これは或は正八幡宮が宇佐八幡宮（弥勒寺）から離れて、宇佐八幡宮と異なる<sup>(14)</sup>伝承をもつてゐるが、この伝承のよつて来るところは、弥勒寺から離れて、弥勒寺と同格の立場になるという意欲から顯れた伝承ではあるまいか。しかし官符にはその辺の事情は見えない。

このようにして、弥勒寺の講師職は石清水に移つたが、石清水祠官たる弥勒寺講師は石清水に本拠をもつたので、そうぞう宇佐には下れず、ついに弥勒寺には留守職をおくという事態になつてくる。<sup>(15)</sup>平安後期から武士がおこり鎌倉に入ると幕府の勢力もましてくる。守護・地頭・御家人は次第に権門勢家寺社の庄園を侵畠するが、正員が宇佐に下らず、留守職の力ではこの武士の侵掠についてどうすることも出来ない状態となつた。

弥勒寺の支配權が石清水に移ると、石清水では紀氏の間で弥勒寺支配權の争がおこるが、結局成清の子祐清が弥勒寺講師職を得て、この子孫が弥勒寺并喜多院及正八幡宮を支配する。この家を善法寺といふ。慶清の子孫は護国寺別當職を得て石清水の長官家となる。これが田中家である。

- |     |       |      |        |
|-----|-------|------|--------|
| (1) | 田中家文書 | 四一五号 | 「太政官符」 |
| (2) | 同     | 四一六号 | 「同」    |
| (3) | 同     | 六二〇号 | 「同」    |
| (4) | 同     | 四二〇号 | 「同」    |
| (5) | 同     | 六二九号 | 「同」    |
| (6) | 同     | 四二三号 | 「同」    |

(7)

(8) 同

(9) 同

(10) 菊大路家文書

(11) 同

(12) 同

(13) 同

(14) 同

(15) 同

前項注(1)の「弥勒寺喜多院所領注進」の中の大隅国に、「正八幡宮」と出でている。  
 「八幡宇佐宮御詫宣集」の第一巻(=我巻)に次のようにある。

「大隅宮縁起中云、陳大王之娘大比留米七歳而懷妊、經九ヶ月生、天子王臣共怪之、問云汝幼少也、誰人交抱哉、答云、全以無交抱人、但夢中為無止之人被寢矣、覺而見四方無人、只朝日之光在胸間、自其日心神不安、然後懷妊所生之子也、云々、二歳之時間云、君誰人哉、答云、我名八幡、云々、弥成奇異之思、經三四年之後、乘空船相具印鑑而母子共流、其詞云、汝非人間、所為以流着之所可為所領、云々、此船着大隅之磯岸、故号八幡崎、以後、畧之陳王——大比留米——八幡

(15)

四三〇号 「弥勒寺政所下文」

によれば弥勒寺講師慶清は治承四(一一八〇)八月八日明俊を留守所に補任して、宇佐に下らせた。

桐井)

附表 宇佐宮領本御庄立券表		
庄名	立券年月日	備考
豊前新開庄	寛弘6(1009)以前	不知立券の年限
〃 角田庄(本田)	長元4(1031)	上毛下毛田河3郡の御封田と相博
〃 〃(新加入田)	康平6(1063)8月	長日法断絆料所として立券、守義の任
〃 津隈庄(本田)		京都中津両郡の散在御封田と相博
〃 〃(新加入田)	康平4(1061)	
〃 貫庄	天喜2(1054)	上毛郡宇佐郡神領と相博立券
〃 到津庄	寛弘4(1007)4月10日	規矩郡内の散在御封田と相博立券
〃 勾金庄(本田)	長元4(1031)2月26日	上毛下毛田河3郡散在御封田と相博立券
〃 〃(新加入田)	康平元(1058)3月	
豊後田染庄	天喜5(1057)以前	田原別符は田染庄の別府である 田原別府の立券は天喜7年である
〃 石垣庄		
筑前綱別庄	長保5(1003)以前	宮寺縁事抄「宇佐四」
〃 椿庄		「八幡大菩薩宇佐宮司解状」(長保5.8.19)見
筑後小家庄	治安3(1023)以前	御位田、御装束交易料米料所
〃 小河庄	治安3(1023)以前	
〃 守部庄	万寿3(1026)	
肥前米多庄		
〃 赤自庄		宮寺縁事抄「宇佐四」
〃 大楊庄	長保5(1003)以前	「八幡大菩薩宇佐宮司解状」(長保5.8.19)見
〃 大町庄		
筑後御深庄	治安3(1023)以前	

典拠は「宮寺縁事抄」(宇佐四)以外は到津文書468号「八幡宇佐宮御神領大鏡」による。